

先端研究基盤共用促進事業
(研究機器相互利用ネットワーク導入実証プログラム (SHARE)) Q&A

2019/5/24 時点 (赤字更新)

	質問	回答
【事業の内容について】		
1	新たな共用システム導入支援プログラムを現在実施しているが重複して良いのか。	提案は可能です。 学内共用の事業と学外への展開との違いがあるので、しっかり区別し、機関として戦略的にどのように共用を実施するのかを踏まえて提案ください。
2	リモート操作や研究環境のスマート化など新技術の活用実験が、SHARE 公募の必須事項なのか。そこが重点的に評価されるのか。	本事業の目的は、公募要領 P1 記載の通り、「研究機関が相互に研究設備・機器を利活用するための課題を抽出・解決する研究機器相互利用ネットワーク構築の実証実験を実施し、大学間、大学と企業間等の研究設備・機器の共用を推進すること」です。そのためネットワークの要件及び実施内容は、公募要領 P2～3 2.4 記載の通りで、遠隔操作などのシステム構築は課題の一例のため必須条件ではございません。 なお、評価については、公募要領別紙1記載の評価項目及び審査基準の通りです。
【事業の体制について】		
3	協力機関について、ユーザーの目線で実証をしてもらう機関を協力機関とすることも可能か。	可能です。
4	代表機関と協力機関のみだけでも問題ないか。	問題ないです。
5	代表機関と協力機関のみの場合、開発等は代表機関が行い、協力機関は代表機関の機器やシステムをユーザーとして利用してもらうのみということでも良いか。	本事業の趣旨は、研究機関が相互に機器を利活用するネットワークを構築するための課題を抽出するものであるため、複数機関から機器提供するネットワークの仕組みとしてください。
6	事業途中の2年目から機関を増やすのは可能か。	2年目から増やすことは可能です。しかしながら、事業開始時に、公募要領 P2 1) ネットワークの構成機関は、3 機関以上であることは満たしてください。
7	参画機関のうち1年目は予算配分しないため協力機関とし、2年目は予算配分するため実施機関に変更することは可能か。	可能です。

8	2つ以上の代表機関の提案に実施機関あるいは協力機関として重複して参画することは可能か。	代表機関としての提案、実施機関もしくは協力機関としての提案については重複となっても問題ございません。
【経費の使途について】		
9	設備備品費として機器の汎用化・高度化の経費があるが前処理の自動化装置などの附属品は購入可能か。	附属品であれば可能です。
10	設備備品費について、既存の機器の附属品は可能であるが、単独で使えるようなものも可能なのか、それとも単独では使えないものが可能なのか。	既存の機器を汎用化・高度化するために必要な附属品もしくはオプション品とします。なお、当該機器が単独で使える場合も可能です。
11	設備備品費について、 1) 研究機器のリモート操作制御用ソフトウェアの購入 2) ネットワーク構築するにあたり、セキュリティを担保するために必要となるサーバの購入(実施機関も同様) 3) 研究機器のシステムを高度化するために必要な部品(パーツ)の購入 4) 既存の機器の高度化のためのソフトウェアバージョンアップやPCの更新 は支出可能か。	いずれも支出可能です。
12	設備備品費について、セキュリティルームを設置するための改装費用(鍵の交換、指紋などの認証システムや監視カメラの設置費用、NTT専用回線の敷設)は支出可能か。	支出可能な経費については、施設の付加価値を高めるような施設整備に係る予算は不可となります。 設備備品費や雑役務費として処理することができる範囲のものを想定しています。 なお、鍵については施設と一体となるものとなるため充当できないと考えています。
13	P6「6.1 経費の使途 ③ネットワーク実証・活動経費」に実証実験に必要な試薬は含まれるか。	試薬も含まれます。
14	人件費について、大学間のネットワークシステムの構築に直接的には関与していないが、対象とする機器を管理するスタッフは支出可能か。	可能です。
15	人件費について、エフォートの管理の方法はどのようにすればよいか。	委託契約事務処理要領第6記載の通り、備上決議書(日額、時間給の決定事項を含む。)、出勤簿、作業日報、出面表、給与支払明細書、領収書及び会計伝票又はこれらに類する書類等で管理ください。
16	人件費について、クロス・アポイントメントにより例えばエフォート20%で雇用されている方の人件費も本事業で支払うことは可能か。	本事業に従事しているエフォート分を計上していただくことが可能です。

17	<p>人件費について、公募要領 P14 別表1にて「国立大学法人及び学校法人については、人件費対象者が運営費交付金、私学助成の補助対象者でないこと」とされているが、エフォート100%で良いのであれば、当該該当者を計上することは可能か。</p>	<p>公募要領 P14 別表1記載の通り、運営費交付金、私学助成により雇用されている方は対象外です。</p>
18	<p>文科省から無償貸付されている機器に関して、本事業の対象機器として利用することは可能か。</p>	<p>どのような利用目的にて無償貸付をされているかによるため、無償貸付を実施している部署に確認してください。</p>
19	<p>費目間(大項目)流用について、「直接経費全体の50%を超える」場合は変更承認申請を行う必要があるか。</p>	<p>科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領様式第1-2第10条第1項(2)記載「業務計画書の「Ⅲ. 委託費の経費の区分」における大項目と大項目の間で経費の流用を行うことにより、いずれかの大項目の額が直接経費の5割(直接経費の5割に当たる額が50万円以下の場合50万円)を超えて増減する変更をしようとするときは、委託業務変更承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。」とされています。なお、この承認についてですが、災害等受託者において対処ができない不測の事態が起こった際を前提としています。</p> <p>なお、要領第7条第4項記載のとおり、「乙(受託者)及び再委託先毎に区分して経理し、それぞれの間で経費の流用を行ってはならない。」としています。</p> <p>また、受託者においては、当方と交わした契約書(実施計画書)に沿って業務を実施いただくこととなりますので、流用を前提として計画を作成しないようお願いいたします。</p>
<p>【申請書類について】</p>		
20	<p>公募要領 P7 の 7.2「体制整備等自己評価チェックリスト」及び P8 の 7.4「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」の提出は、6/4 に必ず出す必要があるか。</p>	<p>公募要領 P8 記載の通り、〆切日 6/4 までに必ず提出していただく必要があります。</p>

21	公募要領 P7 の 7.2「体制整備等自己評価チェックリスト」及び P8 の 7.4「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」の提出は、事業に参画するすべての機関(代表機関、実施機関、協力機関)からの提出が必要か。	公募要領 P7 及び P8 記載の通り、受託機関及び再委託先(代表機関及び実施機関)は提出が必要です。文科省からの委託費を受けない機関(協力機関)は提出が不要です。
22	公募要領 P5 の 3.5「誓約書(別紙 2)」の提出についても協力機関は提出不要か。	公募要領 P5 記載の(1)「本事業に参加を希望する者は、申請書類の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙 2)を提出すること。また、本事業の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。」の通り、代表機関及び実施機関のみが提出の対象です。文科省からの委託費を受けない機関(協力機関)は提出不要です。
23	公募要領 P5 の 3.5「誓約書(別紙 2)」の提出について代表機関、実施機関が国立大学法人、独立行政法人である場合も不要か。	公募要領 P5 記載の(3)「国立大学法人、国立高等専門学校法人、大学共同利用機関又は独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人及び認可法人には適用しない。」の通り、代表機関及び実施機関どちらであっても当該機関の場合は提出不要です。
24	申請書様式の提案代表者データは代表機関の代表者か実務担当者か。	提案代表者は本事業を責任をもって管理する者を想定しています。どのような体制を構築して事業を実施するのかを踏まえて検討下さい。
25	「研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について」の書類内の「実施責任者」とはガイドラインで求める「研究倫理教育責任者」と「コンプライアンス推進責任者」のことか？ その場合、学内で「研究倫理教育責任者」と「コンプライアンス推進責任者」が複数名いる場合には複数枚必要になるのか？	「実施責任者」とは、本事業においては、提案様式 1-6 の中の「提案代表者」に該当します。そのため、提案代表者名でまとめて一つ提出いただきます。 なお、こちらの提出については、公募要領 7.6(P10)の通り、提案した内容が採択された後、契約締結手続きの中で提出いただくこととなります。
26	申請書類の提出については、代表機関として提出すればよいのか。	代表機関が提出ください。
27	応募は大学単位での申請か大学の組織からの申請どちらを想定しているのか。	どちらも想定しています。
28	協力機関についてはどこまで具体的に記述すべきか。	どの機関がどのような取組を実施するのかは明確に記載ください。

29	代表機関、実施機関については【様式 1-6】で詳細な情報を記入する事になっているが、参画機関については【様式 1-1】に機関名のみ記入すればよいか。 また【様式 1-3】における「稼働時間(時間)」にはこれまでの累積時間を記載すればよいか。	参画機関に係る情報の記載については、【様式 1-1】に機関名のみ記載ください。 【様式 1-3】における「稼働時間(時間)」については、提案者側において、定義を明確にして記載ください。
30	提出書類様式 1-3(ネットワークを構成する研究施設・設備・機器)について、ネットワークを構成する実施機関または協力機関の機器はどこまでの範囲を記せば良いのか。	ネットワークで共用する機器のみ(外部利用できる機器のみ)でお願いします。
【審査について】		
31	公募要領別紙 1(評価項目及び審査基準)「ワーク・ライフバランス等の推進に関する評価について」、どういふ加算となるのか。再委託先機関も含むのか。	公募要領別紙1(評価項目及び審査基準)記載の通り、該当する認定等の中でもっとも高い区分により評価を行います。 提出は、代表機関のみが該当です。
32	面接審査は代表機関の研究代表者の出席は必須か。	面接審査については、代表機関の研究代表者の出席を必ずしも求めているものではありません。
【その他】		
33	参加表明については、代表機関のみがすべきか。それともすべての機関が表明する必要があるのか。	代表機関のみで良いです。
34	本事業は今年度限りの事業なのか。	政策の動向、本事業での知見等を踏まえて検討します。
35	事業期間中に中間評価や審査はあるのか。	公募要領 P2 2.2 記載の通り、年度後半に、事業の実施状況等について確認を行います。
36	実証実験の取組ということで、当初計画に関して、計画の中止または変更などどこまで柔軟に認められるのか。	委託費の流用については、委託契約事務処理要領様式第 1-2(委託契約書(案))記載の流用の範囲内であれば、計画書に沿った範囲での変更は可能です。 なお、明らかに事業の進捗が悪くなければ、中止もありえます。
37	2年間の事業終了後にも自費で事業を継続することが求められるのか。	終了後の実施に係る要件については、特段公募要領上には記載しておりません。 なお、本事業の評価項目及び審査基準については、公募要領別紙1記載の通りですのでご注意ください。